国際調査機関（補充調査）　ＳＥ	スウェーデン知的財産庁（ＰＲＶ）	附属書 ＳＩＳＡ　ＳＥ
国際事務局に支払うべき手数料[1]	通貨：スイス・フラン（CHF）	
補充調査手数料（ＰＣＴ規則45の2.3）[2]	CHF　1,732	
補充調査取扱手数料（ＰＣＴ規則45の2.2）	CHF　200	
後払手数料（ＰＣＴ規則45の2.4(c)）	CHF　100	
国際調査機関に支払うべき手数料	通貨：スウェーデン・クローナ（SEK）	
補充国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則45の2.7(c)）	補充国際調査報告に列記された文献は，すべてＰＲＶのオンラインサービス「Cited Documents」から無料で利用できる（https://www.prv.se/en/patents/patent-online-services/） 列記された文献は更に，次の費用で紙形式による注文ができる 10頁未満の場合　なし 10頁の場合　SEK 50 更に10頁を超える各頁につき　SEK 2	
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3）	10頁未満の場合　なし 10頁の場合　SEK 50 更に10頁を超える各頁につき　SEK 2	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)及び45の2.5(c)）	な　し	
補充調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 補充調査請求書が国際調査機関に送付されておらず，国際出願が取下げられた若しくは取下げられたものとみなされた場合，又は補充調査請求が取下げられた若しくは行われなかったものとみなされた場合，国際事務局は補充調査手数料を払い戻す（ＰＣＴ規則45の2.3(d)参照）：100％払戻し 作業の開始前に，補充調査請求が行われなかったものとみなされた場合，国際調査機関は補充調査手数料を払い戻す（ＰＣＴ規則45の2.3(e)参照）：100％払戻し	
補充国際調査のために受理する言語	デンマーク語，英語，フィンランド語，ノルウェー語及びスウェーデン語	
調査しないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，スウェーデンの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

［次頁に続く］

1　国際事務局に対する手数料支払の詳細については，https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html のＷＩＰＯウェブサイトを参照。

2　この手数料は欧州特許庁が定める調査手数料と関連付けされており，スウェーデン・クローナとスイス・フランとの為替変動を反映させるため適宜変更される。

ＳＥ	国際調査機関（補充調査） スウェーデン知的財産庁 （ＰＲＶ）（続き）	ＳＥ
補充国際調査に含まれる文献の範囲	ＰＣＴ最小限資料に加えて，国際調査機関は少なくとも，同機関が調査のために保有している，デンマーク語，フィンランド語，ノルウェー語及びスウェーデン語の文献を含める	
補充国際調査の制限	補充国際調査の請求が許容範囲を超える場合，国際調査機関は国際事務局に通告する	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	ない。物理的媒体は認められない。配列表は電子形式で提出しなければならない（ＰＣＴ実施細則附属書Ｃ参照)）。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[3]	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[3]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時	

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。